



長野県報

4月23日(木)
平成27年
(2015年)
第2668号

目 次

規 則

長野県組織規則の一部を改正する規則(行政改革課)	2
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課)	3

告 示

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)(砂防課)	4
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)	4
広域連合の規約の変更の許可(2件)(市町村課)	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	5
特定計量器の定期検査の実施(ものづくり振興課)	6

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課)	8
調理師試験の実施(食品・生活衛生課)	8
製菓衛生師試験の実施(食品・生活衛生課)	9
クリーニング師試験の実施(食品・生活衛生課)	9
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課)	10
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課)	10
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)	11
一般競争入札(河川課)	12
特定調達契約に係る落札者の決定(東北信運転免許課)	13
正誤(道路管理課)	13

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年4月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第36号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条の8第1項第5号中「(中央新幹線を除く。)」を削り、「こと」を「こと（他の所管に属するものを除く。）」に改め、同条第2項を削る。

第43条第1項第8号中「他課」を「局及び他課」に改める。

附則第5条の次に次の2条を加える。

（リニア整備推進局）

第6条 建設部に、当分の間、第3条に規定する課のほか、リニア整備推進局を置く。

2 リニア整備推進局は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 中央新幹線鉄道の建設に関連する事業の連絡調整に関すること。

(2) 中央新幹線鉄道の建設用地に関すること。

（リニア整備推進事務所の設置）

第7条 中央新幹線鉄道の建設に係る事務を処理するため、当分の間、第56条に規定する現地機関のほか、長野県リニア整備推進事務所を置く。

2 長野県リニア整備推進事務所の位置は、飯田市とする。

3 長野県リニア整備推進事務所は、長野県飯田建設事務所に付置する。

4 長野県リニア整備推進事務所に、その事務を分掌させるため、用地課を置く。

5 用地課は、中央新幹線鉄道の建設用地（飯田市の区域内にあるものを除く。）に関する事務をつかさどる。

別表第33の企画振興部の項を次のように改める。

企画振興部	情報化推進担当部長	情報政策課の所管に属する事務の掌理及び当該事務に係る職員の指揮監督並びに情報化の推進に関する施策に係る企画及び部局横断的な調整
	企画振興参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐

別表第33の職員キャリア開発センターの項の次に次のように加える。

リニア整備推進局	局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	局長の職務遂行の補佐及び局務の整理

別表第33の職員キャリア開発センター、課又は室の項中「課又は」を「リニア整備推進局、課又は」に、「所長」を「所長、次長」に、「所務」を「所務、局務」に改め、同表のリニア推進振興室の項を削る。

別表第36の砂防事務所の項の次に次のように加える。

リニア整備推進事務所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
	課長補佐	次長又は課長の職務遂行の補佐及び所務又は課務の整理

別表第41の長野県松川ダム管理事務所長の項の次に次のように加える。

長野県リニア整備推進事務所長	長野県飯田建設事務所長
----------------	-------------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月27日から施行する。

（事務処理規則の一部改正）

2 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「会計局長」の次に「、リニア整備推進局長」を加え、「、リニア推進担当部長」を削り、同条第3項中「課長（）」の次に「リニア整備推進局の次長及び」を加える。

第9条第4項中「第6項」の次に「及び第7項」を加え、同条中第16項を第18項とし、第11項から第15項までを2項ずつ繰り下げ、第10項を第12項とし、同項の前に次の1項を加える。

11 リニア整備推進局長が不在のときはリニア整備推進局の次長が、これらの者がともに不在のときはあらかじめリニア整備推進局長が指定した職員がその事務を代決する。

第9条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項第1号中「第10項」を「第12項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 第4項の規定にかかわらず、リニア整備推進局がつかさどる事務にあつては、建設部長が不在のときはリニア整備推進局長が、建設部長及びリニア整備推進局長がともに不在のときはリニア整備推進局の次長が、これらの者がともに不在のときは知事の承認を受けてあらかじめ建設部長が指定した順序により課長がその事務を代決する。

別表第2の51を同52とし、同41から50までを同42から51までとし、同40の次に次の事項を加える。

41 長野県リニア整備推進事務所長に委任する事項

中央新幹線建設工事に係る用地の取得及び補償に関する事項

「副知事、会計管理者、部長、会計局長、職員キャリア開発センター所長及び
別表第4中 担当部長が専決する事項 」を

「副知事、会計管理者、部長、会計局長、職員キャリア開発センター所長、リニア整備推進局長及び担当部長が専決する事項」に改め、同3中「職員キャリア開発センター所長」の次

に「、リニア整備推進局長」を加え、同(1)中「事項（）」の次に「リニア整備推進局長及び」を加え、同5中「担当部長が」を「リニア整備推進局長及び担当部長が」に改め、同(2)中「おいて」の次に「リニア整備推進局長又は」を加える。

別表第10の6中「及び河川改良事務所長」を「、河川改良事務所長及び長野県リニア整備推進事務所長」に改める。

(財務規則の一部改正)

3 財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、局」を「、局（リニア整備推進局を除く。）」に改める。

行政改革課

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年4月23日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第37号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年長野県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び様式第1号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課